

○三島市店舗等魅力アップ改修事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 市長は、市内の店舗等の魅力を向上させ、並びに誘客の促進及び地域経済の活性化を図るため、店舗等の改修に係る事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 日本標準産業分類に基づく小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営んでいる者又は回遊性向上のために市民、観光客等の利用に供する施設を営んでいる者が現に使用している建物(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号) 第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。)をいう。
- (2) 改修 店舗等の機能及び性能を向上させるための改築、修繕、模様替えをいう。
- (3) 所有者 店舗等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 入居者 所有者との賃貸借契約又は使用貸借契約により、店舗等を賃借又は使用貸借している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の店舗等の改修を行う者(以下「補助対象者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一の店舗等で同一事業を1年以上継続して行っている者。
- (2) 改修を行う店舗等の所有者又は入居者であること(市内に本店を有しないチェーン店又はフランチャイズ店である場合及び店舗面積が1,000m²以上である場合を除く。)。ただし、同一の店舗等において所有者及び入居者が申請することはできないものとする。
- (3) 入居者が申請する場合は、店舗等の所有者の承諾を得た者であること。
- (4) 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業している者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の適用を受けている場合。
- (2) 国、県の制度による同一目的の補助を受けた場合。
- (3) 直近5年間で三島市空き店舗活用事業費補助金及び三島市商業等活性化事業補助金の補助を受けた場合。
- (4) 第7条第2項による交付決定通知前に契約・改修が行われた場合。
- (5) 建物の面積が増える増築及び耐震強度増加等の改築。
- (6) その他公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める場合。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う店舗等の改修に係る経費であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該改修が、市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する施工業者を利用して行うものであること。ただし、法人にあっては代表者、個人事業者にあってはその個人事業者が当該補助対象者(法人にあっては代表者、個人事業者にあってはその個人事業者)と同一である場合を除く。
- (2) 工事費にあたっては、消費税及び地方消費税の額を除く金額が合計20万円以上であること。
- (3) 見積書は、原則2人以上の市内業者から徴収すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、120万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三島市店舗等魅力アップ改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の6月20日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書

- (4) 改修を行う店舗等が三島市内にあることが確認できる書類
- (5) 改修を行う店舗等が1年以上営業していることが証明できる書類(確定申告書の写し等)
- (6) 貸借契約又は使用貸借契約を締結している場合は、当該契約書の写し
- (7) 入居者が申請する場合は、改修を行うことについて当該店舗等の所有者が同意していることを証する書類
- (8) 工事前の施工箇所(店舗内外)の写真
- (9) 見積書
- (10) 対象の店舗等が景観重点整備地区にある場合は「景観重点整備地区域内建築行為等届出書」の受理通知の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、一事業者につき1回に限るものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は補助金等交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)により、不交付の場合は補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。

3 市長は、必要な限度内において交付決定に当たり条件を付すことができる。

4 申請者は、第2項の交付決定通知書の交付を受けるまでは、当該申請に係る店舗等の改修に係る契約をしてはならない。

(交付決定後の変更)

第8条 改修の施工内容の変更等を伴う場合は、店舗等魅力アップ改修事業費補助金変更等承認申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、実績報告をする前に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の交付決定額は、当該補助金の交付決定通知書の決定額を上回ることはできない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更後の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助

対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は令和8年2月27日までに、速やかに補助事業完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書又はその支払を証する書類の写し
- (4) 実施した改修の内容が分かる明細書
- (5) 施工箇所(施工中及び施工後)の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。